

報告第 6 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

令和 2 年 6 月 1 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項を専決処分する。

令和 2 年 3 月 31 日 専決

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

記

処 分 事 項

羽曳野市税条例等の一部を改正する条例の制定

羽曳野市税条例等の一部を改正する条例

令和 2 年 3 月 3 1 日

羽曳野市条例第 1 8 号

(羽曳野市税条例の一部改正)

第 1 条 羽曳野市税条例(昭和 57 年羽曳野市条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 28 条の 2 の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第 1 項第 3 号を削り、同項第 4 号を同項第 3 号とする。

第 28 条の 3 の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第 1 項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第 3 号を削り、同項第 4 号を同項第 3 号とする。

第 44 条第 2 項中「租税特別措置法第 66 条の 7 第 4 項及び第 10 項」を「租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 66 条の 7 第 5 項及び第 11 項」に改める。

第 60 条第 2 項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第 4 項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第 60 条第 7 項中「第 10 条の 2 の 12」を「第 10 条の 2 の 15」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 6 項中「によつて」を「により」に、「都道府県等が」を「、都道府県等が」に、「第 49 条の 2」を「第 49 条の 3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 法第 343 条第 5 項に規定する探索を行つてもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合(前項に規定する場合を除く。)には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合

において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第 63 条第 9 項及び第 10 項中「第 349 条の 3 第 12 項」を「第 349 条の 3 第 11 項」に改める。

第 63 条の 2 の見出し及び同条第 1 項中「第 349 条の 3 第 28 項」を「第 349 条の 3 第 27 項」に改め、同条第 2 項中「第 349 条の 3 第 29 項」を「第 349 条の 3 第 28 項」に改め、同条第 3 項中「第 349 条の 3 第 30 項」を「第 349 条の 3 第 29 項」に改める。

第 78 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(現所有者の申告)

第 78 条の 3 現所有者(法第 384 条の 3 に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から 3 月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係)
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第 79 条第 1 項中「又は」を「若しくは」に、「によつて」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第 94 条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項(法第 469 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に係る部分に限る。)」に、「第 16 条の 2 の 3」を「第 16 条の 2 の 3 第 2 項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項(法第 469 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第 96 条第 1 項又は第 2 項の規定による申告書に前項(法第 469 条第 1

項第 1 号又は第 2 号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第 16 条の 2 の 3 第 1 項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第 96 条第 1 項中「第 94 条第 2 項」を「第 94 条第 3 項」に改める。

附則第 4 条中「平成 34 年度」を「令和 4 年度」に改める。

附則第 5 条の 3 の 2 第 1 項中「平成 45 年度」を「令和 15 年度」に、「平成 33 年」を「令和 3 年」に改め、同条第 2 項中「第 1 項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改める。

附則第 7 条中「又は法附則第 15 条」を「又は附則第 15 条」に改める。

附則第 7 条の 2 第 2 項を削り、同条第 3 項中「附則第 15 条第 2 項第 6 号」を「附則第 15 条第 2 項第 5 号」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項を同条第 3 項とし、同条第 5 項を同条第 4 項とし、同条第 6 項中「附則第 15 条第 29 項」を「附則第 15 条第 26 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 7 項中「附則第 15 条第 30 項第 1 号」を「附則第 15 条第 27 項第 1 号」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 8 項中「附則第 15 条第 30 項第 2 号」を「附則第 15 条第 27 項第 2 号」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 9 項中「附則第 15 条第 30 項第 3 号」を「附則第 15 条第 27 項第 3 号」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 10 項中「附則第 15 条第 31 項第 1 号」を「附則第 15 条第 28 項第 1 号」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 11 項中「附則第 15 条第 31 項第 2 号」を「附則第 15 条第 28 項第 2 号」に改め、同項を同条第 10 項とし、同条第 12 項中「附則第 15 条第 33 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 30 項第 1 号イ」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 13 項中「附則第 15 条第 33 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 30 項第 1 号ロ」に改め、同項を同条第 12 項とし、同条第 14 項を削り、同条第 15 項中「附則第 15 条第 33 項第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 30 項第 1 号ハ」に改め、同項を同条第 13 項とし、同条第 16 項中「附則第 15 条第 33 項第 1 号ホ」を「附則第 15 条第 30 項第 1 号ニ」に改め、同項を同条第 14 項とし、同条第 17 項中「附則第 15 条第 33 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 30 項第 2 号イ」に改め、同項を同条第 15 項とし、同条第 18 項中「附則第 15 条第 33 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 30 項第 2 号ロ」に改め、同項を同条第 16 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

17 法附則第 15 条第 30 項第 2 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村

の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第7条の2第19項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第20項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第21項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第20項とし、同条第22項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第23項を削り、同条第24項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第25項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第23項とし、同条第26項中「附則第15条第47項」を「附則第15条41項」に改め、同項を同条第24項とし、同項の次に次の1項を加える。

25 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第7条の2第27項を同条第26項とする。

附則第7条の4の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第7条の5の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又は令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度分又は令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第7条の6見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第7条の7中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第7条の8の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第7条の10中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第8条の4第1項中「又は法」を「又は」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第12条第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和5年度」に改める。

附則第 17 条の見出し中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「第 19 項」を「第 18 項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第 17 条の 2 中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改める。

附則第 18 条の見出し中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「第 19 項」を「第 18 項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第 19 条第 2 項及び第 3 項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「第 19 項」を「第 18 項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第 22 条中「平成 35 年度」を「令和 5 年度」に改める。

(羽曳野市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 羽曳野市税条例等の一部を改正する条例(令和元年羽曳野市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条のうち、羽曳野市税条例第 14 条第 1 項第 2 号の改正規定を削る。

附則第 1 条第 3 号を次のように改める。

(3) 削除

附則第 1 条第 4 号中「(前号に掲げる改正規定を除く。)」を削る。

附則第 2 条中「令和 2 年新条例」を「2 年新条例」に改める。

附則第 3 条を次のように改める。

第 3 条 削除

附則第 4 条中「令和元年新条例」を「元年新条例」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、第 1 条の規定による改正後の羽曳野市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 2 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第 28 条の 2 第 1 項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第 2 項に規定する申告書について適用する。

3 新条例第 28 条の 3 第 1 項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等(同法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する新条例第 28 条の 3 第 1 項に規定する申告書について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 2 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第 60 条第 4 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 2 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第 60 条第 5 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例第 78 条の 3 の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

5 平成 30 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 5 号)第 1 条の規定による改正前の地方税法(次項及び第 7 項において「旧法」という。)附則第 15 条第 2 項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成 30 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された旧法附則第 15 条第 33 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成 28 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された旧法附則第 15 条第 40 項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(羽曳野市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 4 条 羽曳野市税条例等の一部を改正する条例(平成 27 年羽曳野市条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 2 項第 3 号中「平成 31 年 9 月 30 日」を「令和元年 9 月 30 日」に改め、同条第 13 項中「平成 31 年 10 月 1 日」を「令和元年 10 月 1 日」に改め、同条第 14 項の表第 5 項の項中「平成 31 年 10 月 31 日」を「令和元年 10 月 31 日」に改め、同表第 6 項の項中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 2 年 3 月 31 日」に改める。

第 5 条 羽曳野市税条例等の一部を改正する条例(平成 28 年羽曳野市条例第 31 号)の一部を次のように改正する。

附則第 1 条第 4 号中「平成 31 年 10 月 1 日」を「令和元年 10 月 1 日」に改める。

附則第 2 条の 2 中「31 年新条例」を「元年新条例」に改める。

附則第 4 条第 1 項中「31 年新条例」を「元年新条例」に改め、同条第 2 項中「31 年新条例」を「元年新条例」に、「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「平成 31 年度分」を「令和元年度分」に改める。

(羽曳野市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 6 条 羽曳野市税条例の一部を改正する条例(平成 29 年羽曳野市条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

附則第 1 条第 2 号中「平成 31 年 10 月 1 日」を「令和元年 10 月 1 日」に改める。

附則第 2 条中「平成 31 年度」を「令和元年度」に改める。

(羽曳野市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 7 条 羽曳野市税条例等の一部を改正する条例(平成 30 年羽曳野市条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

附則第 1 条第 3 号中「平成 31 年 10 月 1 日」を「令和元年 10 月 1 日」に改め、同条第 4 号中「平成 32 年 4 月 1 日」を「令和 2 年 4 月 1 日」に改め、同条第 5 号中「平成 32 年 10 月 1 日」を「令和 2 年 10 月 1 日」に改め、同条第 6 号中「平成 33 年 1 月 1 日」を「令和 3 年 1 月 1 日」に改め、同条第 7 号中「平成 33 年 10 月 1 日」を「令和 3 年 10 月 1 日」に改め、同条第 8 号中「平成 34 年 10 月 1 日」を「令和 4 年 10 月 1 日」に改める。

附則第 2 条第 1 項中「平成 31 年度」を「令和元年度」に改め、同条第 2 項中「平成 33 年度」を「令和 3 年度」に、「平成 32 年度分」を「令和 2 年度分」に改める。

附則第 6 条中「平成 31 年 9 月 30 日」を「令和元年 9 月 30 日」に改める。

附則第 8 条第 1 項中「平成 32 年 10 月 1 日」を「令和 2 年 10 月 1 日」に改め、同条第 2 項中「平成 32 年 11 月 2 日」を「令和 2 年 11 月 2 日」に改め、同条第 3 項中

「平成 33 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「32 年新条例」を「2 年新条例」に改める。

附則第 10 条第 1 項中「平成 33 年 10 月 1 日」を「令和 3 年 10 月 1 日」に改め、同条第 2 項中「平成 33 年 11 月 1 日」を「令和 3 年 11 月 1 日」に改め、同条第 3 項中「平成 34 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 3 月 31 日」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「33 年新条例」を「3 年新条例」に改める。

第 8 条 羽曳野市税条例等の一部を改正する条例(平成 31 年羽曳野市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

附則第 1 条第 2 号中「平成 31 年 6 月 1 日」を「令和元年 6 月 1 日」に改める。

附則第 2 条第 1 項中「平成 31 年度」を「令和元年度」に改め、同条第 2 項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「平成 31 年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第 3 項中「平成 32 年度分」を「令和 2 年度分」に、同項の表中「平成 31 年 6 月 1 日」を「令和元年 6 月 1 日」に、「附則第 4 項」を「附則第 2 条第 4 項」に改める。

附則第 3 条中「平成 31 年度」を「令和元年度」に改める。

附則第 4 条中「平成 31 年度分」を「令和元年度分」に改める。

新	旧
<p>(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>)</p> <p>第28条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p>	<p>(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p>第28条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) <u>当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u></p> <p>(4) 省略</p>
<p>2～5 省略</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>)</p> <p>第28条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p>	<p>2～5 省略</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p>第28条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者<u>若しくは単身児童扶養者である者</u>(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u></p>

(3) 省略

2～5 省略

第 29 条～第 43 条の 6 省略

(法人の市民税の申告納付)

第 44 条 1 省略

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 66 条の 7 第 5 項及び第 11 項又は第 68 条の 91 第 4 項及び第 10 項の規定の適用を受ける場合には、法第 321 条の 8 第 24 項及び施行令第 48 条の 12 の 2 に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3～17 省略

第 45 条～第 59 条 省略

第 2 節 固定資産税

(固定資産税の納税義務者等)

第 60 条 1 省略

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和 37 年法律第 69 号)第 2 条第 3 項の専有部分の属する家屋(同法第 4 条第 2 項の規定により共有部分とされた附属の建物を含む。))については、当該家屋に係る同法第 2 条第 2 項の区分所有者(以下「区分所有者」という。)とする。以下固定資産税について同様とする。)として登記又は登録がされている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。

3 省略

4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由により不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

5 法第 343 条第 5 項に規定する探索を行つても

(4) 省略

2～5 省略

第 29 条～第 43 条の 6 省略

(法人の市民税の申告納付)

第 44 条 1 省略

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第 66 条の 7 第 4 項及び第 10 項又は第 68 条の 91 第 4 項及び第 10 項の規定の適用を受ける場合には、法第 321 条の 8 第 24 項及び施行令第 48 条の 12 の 2 に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3～17 省略

第 45 条～第 59 条 省略

第 2 節 固定資産税

(固定資産税の納税義務者等)

第 60 条 1 省略

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和 37 年法律第 69 号)第 2 条第 3 項の専有部分の属する家屋(同法第 4 条第 2 項の規定により共有部分とされた附属の建物を含む。))については、当該家屋に係る同法第 2 条第 2 項の区分所有者(以下「区分所有者」という。)とする。以下固定資産税について同様とする。)として登記又は登録されている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき若しくは所有者として登記又は登録されている法人が同日前に消滅しているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。

3 省略

4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によつて不明である場合においては、その使用者を所有者とみなして、これを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。

なお固定資産の所有者の存在が不明である場合(前項に規定する場合を除く。)には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

6 土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)による土地区画整理事業(農住組合法(昭和 55 年法律第 86 号)第 8 条第 1 項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第 7 条第 1 項第 1 号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成 9 年法律第 49 号)第 46 条第 1 項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 45 条第 1 項第 1 号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和 50 年法律第 67 号)による住宅街区整備事業を含む。以下この項において同じ。)又は土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところにより仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地(以下この項において「仮換地等」と総称する。)の指定があつた場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第 100 条の 2(農住組合法第 8 条第 1 項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 46 条第 1 項において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第 83 条において準用する場合を含む。)の規定により管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの(以下この項において「仮使用地」という。)がある場合には、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなつた日から換地処分のある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもつて、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使

5 土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)による土地区画整理事業(農住組合法(昭和 55 年法律第 86 号)第 8 条第 1 項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第 7 条第 1 項第 1 号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成 9 年法律第 49 号)第 46 条第 1 項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 45 条第 1 項第 1 号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和 50 年法律第 67 号)による住宅街区整備事業を含む。以下この項において同じ。)又は土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによつて仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地(以下この項において「仮換地等」と総称する。)の指定があつた場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第 100 条の 2(農住組合法第 8 条第 1 項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 46 条第 1 項において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第 83 条において準用する場合を含む。)の規定によつて管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの(以下この項において「仮使用地」という。)がある場合においては、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなつた日から換地処分のある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもつて、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者

用地の使用者をもつて、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもつて当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなすことができる。

7 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第23条第1項の規定により使用する埋立地若しくは干拓地(以下この項において「埋立地等」という。)又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等(同法第42条第2項の規定による竣功通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。)で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの(埋立て又は干拓に関する工事に關して使用されているものを除く。)については、これらの埋立地等をもつて土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特別区(以下この項において「都道府県等」という。)以外の者が同法第23条第1項の規定により使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもつて当該埋立地等を使用する者をもつて当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定により使用し、又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者(土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で施行令第49条の3に規定するものを除く。)をもつて当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなすことができる。

8 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の15で定めるものを含む。)であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなつたもの(以

以外の仮使用地の使用者をもつて、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもつて当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。

6 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第23条第1項の規定によつて使用する埋立地若しくは干拓地(以下この項において「埋立地等」という。)又は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等(同法第42条第2項の規定による竣功通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。)で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの(埋立て又は干拓に関する工事に關して使用されているものを除く。)については、これらの埋立地等をもつて土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特別区(以下この項において「都道府県等」という。)以外の者が同法第23条第1項の規定によつて使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもつて当該埋立地等を使用する者をもつて当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定によつて使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者(土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で施行令第49条の2に規定するものを除く。)をもつて当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなす。

7 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。)であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなつたもの(以

下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもつて第 1 項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

第 61 条・第 62 条 省略
(固定資産税の課税標準)

第 63 条 1～8 省略

9 住宅用地(法第 349 条の 3 の 2 第 1 項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第 78 条において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第 1 項から第 6 項まで及び法第 349 条の 3 第 11 項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の 3 分の 1 の額とする。

10 小規模住宅用地(法第 349 条の 3 の 2 第 2 項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第 1 項から第 6 項まで及び前項並びに法第 349 条の 3 第 11 項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の 6 分の 1 の額とする。
(法第 349 条の 3 第 27 項等の条例で定める割合)

第 63 条の 2 法第 349 条の 3 第 27 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

2 法第 349 条の 3 第 28 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

3 法第 349 条の 3 第 29 項に規定する市長村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

第 64 条～第 78 条の 2 省略

(現所有者の申告)

第 78 条の 3 現所有者(法第 384 条の 3 に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、現所有者であることを知つた日の翌日から 3 月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名

下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもつて第 1 項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

第 61 条・第 62 条 省略
(固定資産税の課税標準)

第 63 条 1～8 省略

9 住宅用地(法第 349 条の 3 の 2 第 1 項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第 78 条において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第 1 項から第 6 項まで及び法第 349 条の 3 第 12 項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の 3 分の 1 の額とする。

10 小規模住宅用地(法第 349 条の 3 の 2 第 2 項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第 1 項から第 6 項まで及び前項並びに法第 349 条の 3 第 12 項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の 6 分の 1 の額とする。
(法第 349 条の 3 第 28 項等の条例で定める割合)

第 63 条の 2 法第 349 条の 3 第 28 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

2 法第 349 条の 3 第 29 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

3 法第 349 条の 3 第 30 項に規定する市長村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

第 64 条～第 78 条の 2 省略

称及び同号に規定する個人との関係)

(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第 79 条 固定資産の所有者(法第 386 条に規定する固定資産の所有者をいう。)が第 78 条若しくは法第 383 条の規定により、又は現所有者が前条の規定により申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合には、その者に対し、100,000 円以下の過料を科する。

2・3 省略

第 80 条～第 93 条の 2 省略

(たばこ税の課税免除)

第 94 条 1 省略

2 前項(法第 469 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第 96 条第 1 項又は第 2 項の規定による申告書に前項(法第 469 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第 16 条の 2 の 3 第 1 項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

3 第 1 項(法第 469 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則第 16 条の 2 の 3 第 2 項に規定する書類を提出している場合に限り、適用する。

4 省略

第 95 条 省略

(たばこ税の申告納付の手続)

第 96 条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第 94 条第 1 項の規定により免除を受けよ

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第 79 条 固定資産の所有者(法第 386 条に規定する固定資産の所有者をいう。)が第 78 条又は法第 383 条の規定によつて申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、100,000 円以下の過料を科する。

2・3 省略

第 80 条～第 93 条の 2 省略

(たばこ税の課税免除)

第 94 条 1 省略

2 前項の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則第 16 条の 2 の 3 に規定する書類を提出しない場合には、適用しない。

3 省略

第 95 条 省略

(たばこ税の申告納付の手続)

第 96 条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第 94 条第 1 項の規定により免除を受けよ

うとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第94条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 省略

第97条～第104条 省略

附 則

第1条～第3条 省略

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第4条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第19条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

第5条～第5条の3 省略

第5条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第20条及び第22条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

うとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第94条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 省略

第97条～第114条 省略

附 則

第1条～第3条 省略

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第4条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第19条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

第5条～第5条の3 省略

第5条の3の2 平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第20条及び第22条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

<p>2 前項の規定の適用がある場合における第 24 条及び第 24 条の 2 第 1 項の規定の適用については、第 24 条中「前 2 条」とあるのは「前 2 条並びに附則第 5 条の 3 の 2 第 1 項」と、第 24 条の 2 第 1 項中「前 3 条」とあるのは「前 3 条並びに附則第 5 条の 3 の 2 第 1 項」とする。</p> <p>第 5 条の 4～第 6 条の 2 省略 (読替規定)</p> <p>第 7 条 法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第 63 条第 8 項中「又は第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで」とあるのは、「若しくは第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで又は附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで」とする。</p> <p>(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)</p> <p>第 7 条の 2 1 省略</p> <p>2 法附則第 15 条第 2 項第 5 号に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 法附則第 15 条第 26 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</p> <p>6 法附則第 15 条第 27 項第 1 号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</p> <p>7 法附則第 15 条第 27 項第 2 号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</p> <p>8 法附則第 15 条第 27 項第 3 号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</p> <p>9 法附則第 15 条第 28 項第 1 号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</p> <p>10 法附則第 15 条第 28 項第 2 号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</p> <p>11 法附則第 15 条第 30 項第 1 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</p> <p>12 法附則第 15 条第 30 項第 1 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</p>	<p>2 第 1 項の規定の適用がある場合における第 24 条及び第 24 条の 2 第 1 項の規定の適用については、第 24 条中「前 2 条」とあるのは「前 2 条並びに附則第 5 条の 3 の 2 第 1 項」と、第 24 条の 2 第 1 項中「前 3 条」とあるのは「前 3 条並びに附則第 5 条の 3 の 2 第 1 項」とする。</p> <p>第 5 条の 4～第 6 条の 2 省略 (読替規定)</p> <p>第 7 条 法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第 63 条第 8 項中「又は第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで」とあるのは、「若しくは第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで」とする。</p> <p>(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)</p> <p>第 7 条の 2 1 省略</p> <p>2 法附則第 15 条第 2 項第 2 号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</p> <p>3 法附則第 15 条第 2 項第 6 号に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 法附則第 15 条第 29 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</p> <p>7 法附則第 15 条第 30 項第 1 号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</p> <p>8 法附則第 15 条第 30 項第 2 号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</p> <p>9 法附則第 15 条第 30 項第 3 号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</p> <p>10 法附則第 15 条第 31 項第 1 号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</p> <p>11 法附則第 15 条第 31 項第 2 号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</p> <p>12 法附則第 15 条第 33 項第 1 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</p> <p>13 法附則第 15 条第 33 項第 1 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</p> <p>14 法附則第 15 条第 33 項第 1 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定め</p>
--	---

<p>13 <u>法附則第 15 条第 30 項第 1 号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</p> <p>14 <u>法附則第 15 条第 30 項第 1 号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</p> <p>15 <u>法附則第 15 条第 30 項第 2 号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。</p> <p>16 <u>法附則第 15 条第 30 項第 2 号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。</p> <p>17 <u>法附則第 15 条第 30 項第 2 号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。</p> <p>18 <u>法附則第 15 条第 30 項第 3 号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</p> <p>19 <u>法附則第 15 条第 30 項第 3 号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</p> <p>20 <u>法附則第 15 条第 30 項第 3 号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</p> <p>21 <u>法附則第 15 条第 34 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</p> <p>22 <u>法附則第 15 条第 38 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</p> <p>23 <u>法附則第 15 条第 39 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</p> <p>24 <u>法附則第 15 条第 41 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。</p> <p>25 <u>法附則第 15 条第 47 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</p> <p>26 省略 第 7 条の 3 省略 (土地に対して課する平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義) 第 7 条の 4 省略 (令和元年度又は令和 2 年度における土地の価</p>	<p>る割合は 3 分の 2 とする。</p> <p>15 <u>法附則第 15 条第 33 項第 1 号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</p> <p>16 <u>法附則第 15 条第 33 項第 1 号ホ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</p> <p>17 <u>法附則第 15 条第 33 項第 2 号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。</p> <p>18 <u>法附則第 15 条第 33 項第 2 号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。</p> <p>19 <u>法附則第 15 条第 33 項第 3 号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</p> <p>20 <u>法附則第 15 条第 33 項第 3 号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</p> <p>21 <u>法附則第 15 条第 33 項第 3 号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</p> <p>22 <u>法附則第 15 条第 38 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</p> <p>23 <u>法附則第 15 条第 40 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 5 分の 4 とする。</p> <p>24 <u>法附則第 15 条第 44 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</p> <p>25 <u>法附則第 15 条第 45 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</p> <p>26 <u>法附則第 15 条第 47 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。</p> <p>27 省略 第 7 条の 3 省略 (土地に対して課する平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義) 第 7 条の 4 省略 (平成 31 年度又は平成 32 年度における土地の</p>
--	--

格の特例)

第 7 条の 5 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第 63 条の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和 2 年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地であつて、令和 2 年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第 63 条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第 7 条の 6 宅地等に係る平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 の 2 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合に

価格の特例)

第 7 条の 5 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第 63 条の規定にかかわらず、平成 31 年度分又は平成 32 年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する平成 31 年度適用土地又は平成 31 年度類似適用土地であつて、平成 32 年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第 63 条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第 7 条の 6 宅地等に係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 の 2 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場

は、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

第 7 条の 7 地方税法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 3 号。以下「平成 30 年改正法」という。)附則第 22 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第 18 条の 3 の規定を適用しないこととする。

(農地に対して課する平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第 7 条の 8 農地に係る平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

省略

第 7 条の 9 省略

第 7 条の 10 市街化区域農地に係る平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

第 7 条の 7 地方税法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 3 号。以下「平成 30 年改正法」という。)附則第 22 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第 18 条の 3 の規定を適用しないこととする。

(農地に対して課する平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第 7 条の 8 農地に係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

省略

第 7 条の 9 省略

第 7 条の 10 市街化区域農地に係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、

該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

第8条～第8条の3 省略

(特別土地保有税の課税の特例)

- 第8条の4 附則第7条の6第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第7条の4第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第106条第1号及び第110条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第7条の6第1項から第5項まで

当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

第8条～第8条の3 省略

(特別土地保有税の課税の特例)

- 第8条の4 附則第7条の6第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第7条の4第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の特別土地保有税については、第106条第1号及び第110条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第7条の6第1項から第5項まで

に規定する課税標準となるべき額」とする。

- 2 法附則第 11 条の 5 第 1 項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成 18 年 1 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第 106 条第 2 号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に 2 分の 1 を乗じて得た額」とし、「施行令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格」とあるのは「施行令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格(法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に 2 分の 1 を乗じて得た額」とする。

3～5 省略

第 8 条の 5～第 11 条 省略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

- 第 12 条 昭和 63 年度から令和 5 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 省略

- 2 前項の規定は、昭和 63 年度から令和 5 年度までの各年度分の個人市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のた

でに規定する課税標準となるべき額」とする。

- 2 法附則第 11 条の 5 第 1 項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成 18 年 1 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第 106 条第 2 号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に 2 分の 1 を乗じて得た額」とし、「施行令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格」とあるのは「施行令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格(法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に 2 分の 1 を乗じて得た額」とする。

3～5 省略

第 8 条の 5～第 11 条 省略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

- 第 12 条 昭和 63 年度から平成 32 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 省略

- 2 前項の規定は、昭和 63 年度から平成 32 年度までの各年度分の個人市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地の

めの譲渡(法附則第 34 条の 2 第 5 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第 34 条の 2 第 10 項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 省略

第 13 条～第 16 条 省略

(宅地等に対して課する平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第 17 条 宅地等に係る平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第 702 条の 3 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 18 項を除く。))又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 6 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 18 項を除く。))又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて

ための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 5 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第 34 条の 2 第 10 項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 省略

第 13 条～第 16 条 省略

(宅地等に対して課する平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第 17 条 宅地等に係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第 702 条の 3 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 19 項を除く。))又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 6 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 19 項を除く。))又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて

得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に

得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に

に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

第 17 条の 2 平成 30 年改正法附則第 22 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第 25 条の 3 の規定を適用しないこととする。(農地に対して課する平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第 18 条 農地に係る平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 18 項を除く。)又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

省略

(市街化区域農地に対して課する平成 6 年度以降の各年度分の都市計画税の特例)

第 19 条 1 省略

2 市街化区域農地に係る平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の都市計画税の額は、前項の規定により羽曳野市税条例附則第 7 条の 9 の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の 3 分の 2 の額に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 18 項を除く。)又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける市

に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

第 17 条の 2 平成 30 年改正法附則第 22 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第 25 条の 3 の規定を適用しないこととする。(農地に対して課する平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第 18 条 農地に係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 19 項を除く。)又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

省略

(市街化区域農地に対して課する平成 6 年度以降の各年度分の都市計画税の特例)

第 19 条 1 省略

2 市街化区域農地に係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の都市計画税の額は、前項の規定により羽曳野市税条例附則第 7 条の 9 の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の 3 分の 2 の額に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 19 項を除く。)又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける

街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

- 3 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の 3 分の 2 の額に 10 分の 2 を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 18 項を除く。)又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第 20 条～第 21 条 省略

(個人の市民税の税率の特例等)

- 第 22 条 平成 26 年度から令和 5 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する額に 500 円を加算した額とする。

以下省略

市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

- 3 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の 3 分の 2 の額に 10 分の 2 を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 19 項を除く。)又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第 20 条～第 21 条 省略

(個人の市民税の税率の特例等)

- 第 22 条 平成 26 年度から平成 35 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する額に 500 円を加算した額とする。

以下省略

羽曳野市税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表(第2条による改正)

新	旧
<p>(羽曳野市税条例の一部改正)</p> <p>第2条 羽曳野市税条例(昭和57年羽曳野市条例第28号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p><u>(3) 削除</u></p> <p>(4) 第2条及び附則第5条の規定 令和3年4月1日 (市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の羽曳野市税条例(次項及び第3項において「<u>2年新条例</u>」という。)第27条第5項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。</p> <p>2 <u>2年新条例</u>第28条の2第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき羽曳野市税条例第27条第1項に規定する給与について提出する<u>2年新条例</u>第28条の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。</p> <p>3 <u>2年新条例</u>第28条の3第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第7号)第1条の規定による改正後の所得税法(昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。)第203条の6第1項に規定する公的年金等(新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを</p>	<p>(羽曳野市税条例の一部改正)</p> <p>第2条 羽曳野市税条例(昭和57年羽曳野市条例第28号)の一部を次のように改正する。</p> <p><u>第14条第1項第2号中「又は寡夫」を「寡夫又は単身児童扶養者」に改める。</u></p> <p>(中略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p><u>(3) 第2条中羽曳野市税条例第14条の改正規定及び附則第3条の規定 令和3年1月1日</u></p> <p>(4) 第2条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第5条の規定 令和3年4月1日 (市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の羽曳野市税条例(次項及び第3項において「<u>令和2年新条例</u>」という。)第27条第5項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。</p> <p>2 <u>令和2年新条例</u>第28条の2第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき羽曳野市税条例第27条第1項に規定する給与について提出する<u>令和2年新条例</u>第28条の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。</p> <p>3 <u>令和2年新条例</u>第28条の3第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第7号)第1条の規定による改正後の所得税法(昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。)第203条の6第1項に規定する公的年金等(新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを</p>

除く。)について提出する 2 年新条例 第 28 条の 3 第 1 項に規定する申告書について適用する。

第 3 条 削除

(軽自動車税に関する経過措置)

第 4 条 別段の定めがあるものを除き、第 1 条 (附則第 1 条第 1 号に掲げる規定を除く。)の規定による改正後の羽曳野市税条例(以下「元年新条例」という。)の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、令和元年 10 月 1 日以後に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 元年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和 2 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

以下省略

のを除く。)について提出する 令和 2 年新条例 第 28 条の 3 第 1 項に規定する申告書について適用する。

第 3 条 附則第 1 条第 3 号に掲げる規定による改正後の羽曳野市税条例第 14 条第 1 項(第 2 号に係る部分に限る。)の規定は、令和 3 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 2 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 4 条 別段の定めがあるものを除き、第 1 条 (附則第 1 条第 1 号に掲げる規定を除く。)の規定による改正後の羽曳野市税条例(以下「令和元年新条例」という。)の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、令和元年 10 月 1 日以後に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 令和元年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和 2 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

以下省略

羽曳野市税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表(附則第4条による改正)

新			旧		
<p>附 則 (市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第5条 1 省略</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、羽曳野市税条例第93条の2の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 平成30年4月1日から令和元年9月30日までに1,000本につき4,000円</p> <p>3～12 省略</p> <p>13 令和元年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。</p> <p>14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>附 則 (市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第5条 1 省略</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、羽曳野市税条例第93条の2の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 平成30年4月1日から平成31年9月30日までに1,000本につき4,000円</p> <p>3～12 省略</p> <p>13 平成31年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。</p> <p>14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
第5項	前項	第13項	第5項	前項	第13項

	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 14 項 において準用する同 条第 4 項
	平成 28 年 5 月 2 日	<u>令和元年 10 月 31 日</u>
第 6 項	平成 28 年 9 月 30 日	<u>令和 2 年 3 月 31 日</u>
省略		

以下省略

	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 14 項 において準用する同 条第 4 項
	平成 28 年 5 月 2 日	<u>平成 31 年 10 月 31 日</u>
第 6 項	平成 28 年 9 月 30 日	<u>平成 32 年 3 月 31 日</u>
省略		

以下省略

羽曳野市税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表(附則第5条による改正)

新	旧
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 第1条の2の規定及び第3条中羽曳野市税条例等の一部を改正する条例(平成27年羽曳野市条例第19号)附則第5条第7項の表第10条第3号の項の改正規定(「第96条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第96条第1項」に改める部分に限る。)並びに附則第2条の2及び第4条の規定 <u>令和元年10月1日</u></p> <p>第2条 省略</p> <p>第2条の2 第1条の2の規定による改正後の羽曳野市税条例(附則第4条において「<u>元年新条例</u>」という。)第21条の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>第3条・第3条の2 省略 (軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>第4条 <u>元年新条例</u>の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p> <p>2 <u>元年新条例</u>の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>令和2年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<u>令和元年度</u>分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>以下省略</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 第1条の2の規定及び第3条中羽曳野市税条例等の一部を改正する条例(平成27年羽曳野市条例第19号)附則第5条第7項の表第10条第3号の項の改正規定(「第96条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第96条第1項」に改める部分に限る。)並びに附則第2条の2及び第4条の規定 <u>平成31年10月1日</u></p> <p>第2条 省略</p> <p>第2条の2 第1条の2の規定による改正後の羽曳野市税条例(附則第4条において「<u>31年新条例</u>」という。)第21条の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>第3条・第3条の2 省略 (軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>第4条 <u>31年新条例</u>の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p> <p>2 <u>31年新条例</u>の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>平成32年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<u>平成31年度</u>分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>以下省略</p>

羽曳野市税条例の一部を改正する条例 新旧対照表(附則第 6 条による改正)

新	旧
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第 1 条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 附則第 3 条の規定 <u>令和元年 10 月 1 日</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第 2 条 この条例による改正後の羽曳野市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 30 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>以下省略</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第 1 条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 附則第 3 条の規定 <u>平成 31 年 10 月 1 日</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第 2 条 この条例による改正後の羽曳野市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>平成 31 年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 30 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>以下省略</p>

羽曳野市税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表(附則第7条による改正)

新	旧
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 第2条中羽曳野市税条例第93条第3項の改正規定 <u>令和元年10月1日</u></p> <p>(4) 第1条中羽曳野市税条例第13条第1項及び第3項並びに第44条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 <u>令和2年4月1日</u></p> <p>(5) 第3条並びに附則第7条及び第8条の規定 <u>令和2年10月1日</u></p> <p>(6) 第1条中羽曳野市税条例第14条の改正規定(第1号に掲げる改正規定を除く。)並びに同条例第19条及び第22条の改正規定並びに同条例附則第3条の改正規定並びに次条第2項の規定 <u>令和3年1月1日</u></p> <p>(7) 第4条並びに附則第9条及び第10条の規定 <u>令和3年10月1日</u></p> <p>(8) 第5条の規定 <u>令和4年10月1日</u></p> <p>(9) 省略</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の羽曳野市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 前条第6号に掲げる規定による改正後の羽曳野市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>令和3年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>令和2年度</u>分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 省略</p> <p>第3条～第5条 省略</p> <p>(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第6条 平成30年10月1日から<u>令和元年9月30日</u>までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第10条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第96条第1項」と</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 第2条中羽曳野市税条例第93条第3項の改正規定 <u>平成31年10月1日</u></p> <p>(4) 第1条中羽曳野市税条例第13条第1項及び第3項並びに第44条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 <u>平成32年4月1日</u></p> <p>(5) 第3条並びに附則第7条及び第8条の規定 <u>平成32年10月1日</u></p> <p>(6) 第1条中羽曳野市税条例第14条の改正規定(第1号に掲げる改正規定を除く。)並びに同条例第19条及び第22条の改正規定並びに同条例附則第3条の改正規定並びに次条第2項の規定 <u>平成33年1月1日</u></p> <p>(7) 第4条並びに附則第9条及び第10条の規定 <u>平成33年10月1日</u></p> <p>(8) 第5条の規定 <u>平成34年10月1日</u></p> <p>(9) 省略</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の羽曳野市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 前条第6号に掲げる規定による改正後の羽曳野市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>平成33年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>平成32年度</u>分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 省略</p> <p>第3条～第5条 省略</p> <p>(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第6条 平成30年10月1日から<u>平成31年9月30日</u>までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第10条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第96条第1項」と</p>

あるのは、「第 96 条第 1 項」とする。

第 7 条 省略

(手持品課税に係る市たばこ税)

第 8 条 令和 2 年 10 月 1 日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 51 条第 9 項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき 430 円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成 30 年総務省令第 25 号。附則第 10 条第 2 項において「平成 30 年改正規則」という。)別記第 2 号様式による申告書を令和 2 年 11 月 2 日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、令和 3 年 3 月 31 日までに、その申告に係る税金を施行規則第 34 号の 2 の 5 様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第 1 項の規定により市たばこ税を課する場合には、前 3 項に規定するもののほか、第 3 条の規定による改正後の羽曳野市税条例(以下この項及び次項において「2 年新条例」という。)第 10 条、第 96 条第 4 項及び第 5 項、第 98 条の 2 並びに第 99 条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる 2 年新条例 の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

5 2 年新条例第 97 条の規定は、販売契約の解除

あるのは、「第 96 条第 1 項」とする。

第 7 条 省略

(手持品課税に係る市たばこ税)

第 8 条 平成 32 年 10 月 1 日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 51 条第 9 項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき 430 円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成 30 年総務省令第 25 号。附則第 10 条第 2 項において「平成 30 年改正規則」という。)別記第 2 号様式による申告書を平成 32 年 11 月 2 日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成 33 年 3 月 31 日までに、その申告に係る税金を施行規則第 34 号の 2 の 5 様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第 1 項の規定により市たばこ税を課する場合には、前 3 項に規定するもののほか、第 3 条の規定による改正後の羽曳野市税条例(以下この項及び次項において「32 年新条例」という。)第 10 条、第 96 条第 4 項及び第 5 項、第 98 条の 2 並びに第 99 条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる 32 年新条例 の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

5 32 年新条例第 97 条の規定は、販売契約の解除

その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

第9条 省略

(手持品課税に係る市たばこ税)

第10条 令和3年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を令和3年11月1日までに市長に提出しなければならない。

その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

第9条 省略

(手持品課税に係る市たばこ税)

第10条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、令和4年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の羽曳野市税条例(以下この項及び次項において「3年新条例」という。)第10条、第96条第4項及び第5項、第98条の2並びに第99条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

5 3年新条例第97条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

以下省略

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の羽曳野市税条例(以下この項及び次項において「33年新条例」という。)第10条、第96条第4項及び第5項、第98条の2並びに第99条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

5 33年新条例第97条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

以下省略

羽曳野市税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表(附則第8条による改正)

新			旧		
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 第1条中羽曳野市税条例第23条の改正規定並びに同条例附則第5条の4、第6条及び第6条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定 <u>令和元年6月1日</u></p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の羽曳野市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 新条例第23条並びに附則第5条の4及び第6条の2の規定は、<u>令和2年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>令和元年度</u>分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 新条例第23条第1項及び附則第6条の2の規定の適用については、<u>令和2年度分</u>の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 第1条中羽曳野市税条例第23条の改正規定並びに同条例附則第5条の4、第6条及び第6条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定 <u>平成31年6月1日</u></p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の羽曳野市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 新条例第23条並びに附則第5条の4及び第6条の2の規定は、<u>平成32年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>平成31年度</u>分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 新条例第23条第1項及び附則第6条の2の規定の適用については、<u>平成32年度分</u>の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第23条第1項	同条第2項に規定する特例控除対象寄附金	同条第1項に掲げる寄附金(<u>令和元年6月1日</u> 前に支出したものに限る。)又は同条第2項に規定する特例控除対象寄附金	第23条第1項	同条第2項に規定する特例控除対象寄附金	同条第1項に掲げる寄附金(<u>平成31年6月1日</u> 前に支出したものに限る。)又は同条第2項に規定する特例控除対象寄附金
附則第6条の2	特例控除対象寄附金	法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金(<u>令和元年6月1日</u> 前に支出したものに	附則第6条の2	特例控除対象寄附金	法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金(<u>平成31年6月1日</u> 前に支出したものに

		限る。)又は特例 控除対象寄附金			に限る。)又は特 例控除対象寄附 金
	送付	送付又は羽曳野 市税条例の一部 を改正する条例 (平成 31 年羽曳 野市条例第 16 号)附則第 2 条第 4 項の規定によ りなお従前の例 によることとさ れる同条例第 1 条の規定による 改正前の羽曳野 市税条例附則第 6 条第 3 項の規 定による同条第 1 項に規定する申 告特例通知書の 送付		送付	送付又は羽曳野 市税条例の一部 を改正する条例 (平成 31 年羽曳 野市条例第 16 号)附則第 4 項の 規定によりなお 従前の例による こととされる同 条例第 1 条の規 定による改正前 の羽曳野市税条 例附則第 6 条第 3 項の規定による 同条第 1 項に規 定する申告特例 通知書の送付
4 省略 (固定資産税に関する経過措置) 第 3 条 新条例の規定中固定資産税に関する部分 は、令和元年度以後の年度分の固定資産税につ いて適用し、平成 30 年度分までの固定資産税 については、なお従前の例による。 (軽自動車税に関する経過措置) 第 4 条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分 は、令和元年度分の軽自動車税について適用 し、平成 30 年度分までの軽自動車税について は、なお従前の例による。	4 省略 (固定資産税に関する経過措置) 第 3 条 新条例の規定中固定資産税に関する部分 は、平成 31 年度以後の年度分の固定資産税に ついて適用し、平成 30 年度分までの固定資産 税については、なお従前の例による。 (軽自動車税に関する経過措置) 第 4 条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分 は、平成 31 年度分の軽自動車税について適用 し、平成 30 年度分までの軽自動車税について は、なお従前の例による。				